

残暑御見舞 申し上げます

昭和五十二年 立秋



愛媛県神道青年会々報

第六回四国地区

神青・氏青 合同研修会

開催要綱決まる

第六回四国地区（神青・氏青）合同研修会は、今年愛媛県が当番県に当たり、その要綱が次のように決定いたしました。つきましては、会員皆様の参加をお願いいたします。

また会員外の諸先輩皆様方も御都合よろしくは御参加下されば幸いに存じます。

一、期日 昭和五十二年八月二十日（土）二十一日（日）一泊二日

二、会場 松山市居相町六二 権神社会館

三、集合時間 八月二十日 十二時
研修会テーマ

「吾が神道觀と今後の営みについて」

講演講師

国学院大学教授 岩本徳一先生
伊予豆比古命神社宮司 長曾我部勝先生
愛媛新聞常務取締役 野口光敏先生

第6号
昭和52年8月15日
発行
■ 790 松山市道後
桜谷町173
愛媛県神社青年会
0899-21-9875

去る七月十七日、第六回の定期総会を開催し、昭和五十二年度の活動方針等を採択して新年度へ向けて出発いたしました。総会の四日前には十二年間にわたって審理された「津地鎮祭訴訟」が最高裁大法廷に於いて合憲と断が下され、多方に注目を集めていた裁判に終止符がうたされました。

これは神社神

道界が待ち望

んだ朗報であ

り、日本人と

して、又神職

として、日本

民族本来の伝

統的習俗行事

が守られたこ

とに満足感

感じる一人でござります。幸

昭和五十二年度

活動方針決まる

愛媛県神道青年会々長 十亀興美

事情に対処していかなければならぬと存じます。

さて、本会も再発足以来満五年を

迎え、その実績の上に定着した活動が行われていることは御承知の通り

であり、会員諸兄に敬意を表し、先輩諸氏の御支援に感謝いたしております。

特に昨年度の活動の中で御礼申し上げたいのは神社及び全神職の

実態調査を実施させていただきまし

たところ、関係者の御協力を得て御回答下さり、報告書が完成したこと

であります。その結果につきましては神社の動向、神職の意識等が把握され益するところ大であったと自負いたしております。尚、先の教化研修会に御参加の方には本報告書を差

上げましたが、以外の関係者へは近日お届けする予定でございます。

ところで今後この調査書を如何に生かすかであります。先、そ

て活用を予定しております。先、そ

ので神職の研修の必要性とその機会を希望される声は、私達青年神職

の痛感するところと一致しております。

したがつて本会では、本年度活動の柱にこの声を反映すべく研修の

場を広く多く計画の予定であります。

更に活動の方針として国民精神の高揚運動の一環として国旗掲揚、一世

にしてと言ふべきか、当然と言ふべきかに迷う程、日本らしい姿が失われつある今日、私達神職はこの判決に示されたところを深く肝に銘じ、吟味し、襟を正して社会に対する深い重責を痛感し、研鑽し、社会

一元の法制化等々の実践にも力を尽し、又、青少年対策、氏子青年会結成促進にも努力したい所存です。次に会員諸兄にお願いを申し上げます。既に御案内の通り、来る八月二十・二十一の両日、愛媛県が当番県となって四国四県の青年神職、氏子青年が一堂に会しての合同研修会を開催いたします。講師には国学院大学より岩本徳一教授、伊予豆比古命神社長曾我部宮司、愛媛新聞社常務取締役の野口光敏氏の三氏をお迎えし「吾が神道觀と今後の當みについて」のテーマのもと研修を行います。皆様の積極的な参加をお願い

何と申しましても組織体が活発に継続性のある活動を行うには主旨に沿った適正な運営が評価されますが、その前提には組織を支える会員一人一人の自覚と積極的な参加と実践が必要であります。悔を千載に残さない為にも、研修の場を求めて一致団結して目的的為努力しようではありませんか。

津市地鎮祭問題

こう思う

伊豫神社宮司 星野暢広

一、問題の本質

この問題の発端をなした当時の共产党議員の関口さんは、この問題よりも他に多くの事を問題化しようとして多くは不成功に終っていた。そうだけは関口さんの宗教的感情問題と言つてよいむしろ反体制と言う感情的ないし政策的なものと思いたくな

る。関口さんの態度は私権の侵害の防禦にとどまらず攻撃的態度であると言えよう。

関口さんによつて幕が明けられた津市体育館地鎮祭問題の最高裁判決に関する各新聞記事を読んでみると一般的の人々の関心は、国家と宗教の関係をめぐる憲法判断にあり、恐れられていることは國家神道時代の再

し、昭和五十二年度事業の主幹となっておりますこの研修会が有意義に盛會の内に終了できますことを念願します。御案内申し上げる次第でござい

ます。

何と申しましても組織体が活発に継続性のある活動を行うには主旨に沿った適正な運営が評価されますが、その前提には組織を支える会員一人一人の自覚と積極的な参加と実践が必要であります。悔を千載に残さない為にも、研修の場を求めて一致団結して目的的為努力しようではありませんか。

二、公徳心を欠いた攻撃的態度

大きく歴史の流れから見ると、神道指令を出発点として現在は神道受難時代とも言えそうな時代である。終戦までの反動的批判が堰を切つて流れ出した。神道は必要以上に避けられ、看視され、やりだまにあげられる。特に公徳心を欠いた思想的対立者や宗教的対立者の神道攻撃が目立つ。

浜松のクリスチャン溝口正さん(五十一年)は「神道と言ふ特定の宗教の祭りをほとんどの住民が加入している自治会で行うのはおかしい」と抗議した。とりあげられなかつたので自治会を退会。とたんに自治会で行つてゐる回覧板や予防注射の接種やゴミ収集などの市からの通知が

現にあると思う。煮詰めると軍事政権時代の思想政策の再現への忌避であると言えよう。

そこには以前に追害を受けた人々のアレルギー的現象が顕著であるようと思える。それに宗教的対立關係にある人々(最高裁門前に並んだ人々はキリスト教系の人々が特に目立つた。)や反国家体制の考え方の人々が便乗、附和雷同して今回の問題を形成したと思う。

三、「宗教的中立と非宗教的

ことなくなつた。結局自治会と神社を分離して行くと言つて話しがついたそうだ。

溝口さんは自分の宗教的潔癖感を通して、伝統的にまとまって来た地域社会の一環を崩してしまつた。当然の権利、正当なことと思われ勝ちであるが、溝口さんの心ない行為によって言葉で言い尽せない大切な大きなものが失われてしまつた。

津市地鎮祭問題の関口さんの場合も溝口さんの態度に似ている。個人の自由を圧迫してはならないが、自己の宗教やイデオロギーを主張するあまりに多くの人々をまきぞえにする態度は良くない。そこには節度があつてもよいはずだ。「自分の言う事が通らなかつたので我慢出来ない等と言うような部類のものは批判されるべきであると思う。特に宗教家としてはもつと考えてもらいたいのだ。」

最高裁判決文中に、憲法解釈上「國家の非宗教性」という言葉と、「宗教的中立」という言葉が出て来た判決文上では両者の間に意味の大差を意識していないようにも思えるが中立であるのと非宗教的であるのと

では大きな違いがある。今回の判决はどちらかと言えば宗教的中立の立場を探っている。

非宗教的であると言うことは、宗教関係のものを一切排除して、宗教とかかわり安いを避けて行くと言うことであり、宗教的中立とは、公正な態度で各宗教とかかわり安いを持つて行くと言う事だと言えると思う

非宗教的であることは、最高裁判決に指摘している通り不可能に近い事であろう。国が完全に非宗教的であろうとすると、自國文化の否定と言ふ矛盾に陥るからだ。

日本の歴史でも世界の歴史でも宗教を除いては、その国の文化は語れないはずである。今日でも地球上でトラブルの起きている所は、宗教の違いとか人種の違い、思想の違い等によるものが多数である。

その国の道徳観や常識等の根底には宗教がある。我が国の場合には神道や仏教は深く習俗とも重層しているし、組や町内会等の公の小集団とも深い関係を持って秩序が立つて来た。国とその関係機関が非宗教的に徹するならばやがて組や町内会等の公の小集団も一部住民の意向により、宗教排除の方向に進まざるを得なくなるだろう。

特定宗教の優遇や圧迫はなすべきでなかろうが、国家は潔癖に非宗教的であるべきでなく、宗教に対しても寛大で公平であるべきであろう。宗教の解体は、農地開放や財閥の解体と違って、日本文化、国家体制の解体を意味する。

四、恐れるあまりに失うもの

公機関と宗教との関係は、地鎮祭問題での県や市町村の態度が示すように、危いものには触れるな、あいまいなものは避けよと言うような感覚で接し勝ちになる。

宗教関係の事だけに一般の人々は専門的な認識がなく理解がないのでやむを得ない事かも知れないが、この問題は重要な問題であり、そうしたあいまいさで片付けてしまわれては大変だ。

非宗教的であることは、結果的につながる面が大きく、既成観念の崩壊促進となり、道徳感の混乱、イデオロギーの混乱と日本国民は益々共通基盤を失うことになるであろう。結果的に民主主義の理想とは逆に混乱に向って進む事となるようにならう。

過去の再現を恐れるあまりに進路をあやまり大きなものを失うような事があってはならない。

終戦と言う結果が出て区切りとなり、すべて今迄の事が間違っていたとして新しい方向が求められた。現在もまだこの思考の延長線上にありそれを脱しきつてはいないよう思ふ。

神道青年会全国協議会に参加して

一宮神社拝宣 矢野哲夫

神道青年全国協議会は、神社本庁中央研修所との共催にて、三月三・四日の両日、宮崎市にある宮崎県営国民宿舎において、中央研修会が開催され、愛媛神道青年より十亀興美会長・清家副会長・星野暢廣氏と共に参加いたしました。

今回の研修会には、全国から百五十名もの神青会員が参加、研修目的である

「いかにして青少年を教化育成するか」

という主題のもと、活発に討論し熱心に研修をおこないました。

研修会一日目は、開会式・来賓祝辞の後、ただちに研修にはいり主題

にそつて三分科各会場にわかれ研究会を開きました。

第一分科会 第一分科会 自己再研修をいかに強化するか。
第二分科会 「まつり」の場をどのように活かすか。
第三分科会 神話を通じて正しい郷土史をいかに学ばせるか。

以上、三小部会にわかれ研究修業は第一分科会に参加したので、他の分科会の討論内容はくわしくはわかりませんが、私の見・聞きした感じでは、参加者全員よく考え、学ばれて来ていると思いました。私とい

たしましては、ただ感心するのみでした。

この後、合同研修があり三分科会の結論を発表いたしました。

次にその内容をかんたんに書きましょう。

第一分科会

神社界だけの研修に終らず、青年会議所をはじめとして外部からの活動に積極的に参加し、外部からの知識、刺戟をうける必要がある。

第二分科会

神職が祭りの場に青少年をひき入れることは重要だが、神職としての自覚をもち地域社会の奉仕に努めるべきであり、外から得たものを神社活動に生かしていく必要がある。

第三分科会

神青会員は記紀を正しく伝承してあらゆる方法をもって正しい郷土史

国史を教えていくことが確認され二つの要望事項が提出された。

一、神社本庁ならびに神青協へ

神話の紙芝居を作り各県神社庁へくばってほしい。

二、各県青少年対策担当者へ

教化方針の中に神話を取り入れてほしい。

以上の報告及び結論を発表して、一日日の研修を終えた。

二日目は、早朝青島神社に正式参拝をして、前日の各分科会の報告をふまえて全体会議が開かれたのち、福岡教育大学教授北原重登氏が「教育問題の現状と方向」と題しての講演があり正午閉会式がおこなわれ研修会の幕を閉じた。

各ブロック研究会の促進を

加茂神社 池内公和

去る七月十七日に開催された神道青年会第六回総会で議決された、昭和五十二年度事業計画案の教化委員会の提言項目「各ブロック別研究会の実施」案は、今後の神道青年会の根本たる活動に成り得ると思われます。

それはさきの調査部委員会の提出したアンケートに見られるように、兼職者が県内神職の五十八パーセントを示し、しかも残り四十二パーセントの専職者も六十才、七十才代の方が多数であることを示しています。

これらのことから、神青会員のほとんどが兼職者であることが判ります。しかも東西に随分と距離のある県内もあり、平日の

私ははじめて全国的な研修会に参加したのですが、各地方各神社種々の相異があり、話を聞くだけでよい勉強になつたと思っております。会員の皆様もできうるかぎり、このよくな研修会に参加されるよう希望いたします。

私ははじめて全国的な研修会に参加したのですが、各地方各神社種々の相異があり、話を聞くだけでよい勉強になつたと思っております。会員の皆様もできうるかぎり、このよくな研修会に参加されるよう希望いたします。

各小ブロック研究会」を各地区で活発に開催されれば、その集まりの雑談の中からでも、集まって話しただけの価値ある議題は出るものであり、その地区に必要な勉強もできますし、またその中から生れた意見、提案は中央集会・活動に参加可能な人に託し、その人は、中央へ各ブロックの意見、提言として発表し、その議決、また中央活動からの情報、提言などを次の各小ブロック会で各会員に報告する。

この方法が現在では、各会員の全員参加としての意見を得、中身のある神青活動を促進する最も現実的かつ実現可能な限界と思われます。

ここに「各小ブロック会研究会」を活発に行つていただきたい理由があるわけです。

ここで、現在各小ブロック活動の中でも比較的活発な活動をしている我々、野間支部、今治支部、河南支部、蒼社支部の四支部の例を参考に記載してみます。

(5) 昭和52年8月15日

青 神 め ひ 元

この四支部では、とにかく集まつてみようと、毎月一度十六日に「十六夜会」の名称のもとに、夜二と三時間の集会を実施しています。この会はあくまでも意見交換、研修を目標とし、場所も社務所であったり喫茶店であったり、時には縄暖簾の店とかに決め、費用も一回千円以内と最小限に收め、十六日が土、日曜日の場合には前後に変更し、全員参加可能な日を選び、会計は一回ごと交替、その中で議決された研修日も平日の夜とし、現在非常にスムーズに運営されています。そして現在まで浮び上った研修項目は、朝夕の太鼓神楽太鼓、正服の着付、神葬祭、大手建設会社主催の地鎮祭式次第の統一など現在少しずつではありますが一步一步実行へ移しています。まだこれからやらなければならない事は数多くありますが、なによりもこうして集まつた事により、この地区の我々会員の意志疏通が非常に滑らかになって、お互に切磋琢磨する事を自覚するまでになりました。

こうなればさきに述べたように、この地区的意見は中央集会へ反映し中央集会、活動の提案は「十六夜会」で各会員へ伝達でき、間接的にも中央と一体となる事ができます。

このように、ともかく各小ブロックの中で集まつて見る事だと思います。このような活動が県内で活発になります。それにまして、その地区その地区の神社が充実して狭い神職界が今迄よりは広く、スマーズになるのですから、最終的には自分の奉仕神社へとその結果は表われて来るのであります。

各支部に教化委員の人もいますからあまり地域を広げなくて五名も十名程度で集まればいいのではないかでしょうか。集まれば随分と学ぶ事が多いのに驚きます。

各自自覚して、誰の為でもなく自分のお社の為、誰かが呼びかけて来るだろうでなく、進んで回りの会員に呼びかけて下さい。

なお、各小ブロック会が開催されましたら、御面倒でしょうけど、当方へ御一報下されば幸に存じます。

なお参考までに、現在の教化、調査、広報各委員の名前を記載いたします。各委員皆様方は進んで活動を行って下さい。

東予※※※※※※※※※※

正岡重和(教)

長曾我部延昭(教)

井上忠(教)

内野松正寛(事)

大山下史郎(事)

重松正則(事)

井上忠(事)

内野松正寛(事)

大内慶和(事)

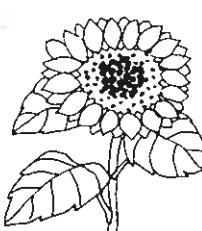
越谷正明(事)

鳥谷長和(事)

大山下史郎(事)

重松正寛(事)

井上忠(事)



中予※※※※※※※※

田星重
内野松
逸暢
武廣謙
(〃)(調)

高馬戸越池多高近玉渡藤三矢玉日大十田榦竹沼阿和
橋越田智内和橋藤井辺原島野井野岡窟田内崎部田
熙将正静公英幸基利寿喜貞哲忠諱臣二臣久徳夫臣
子文安治和紀意樹明雅久徳夫臣(〃)(〃)(〃)(〃)
(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)

南予※※※※※※※※

畠清渡菊井常盤井
岡家辺池関
公貞和敏条宜
明宏幸克正一郎
(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)(〃)

昭和五十二年度

事業計画(案)

特別会計収支決算書

(神青会々計へ寄附)

監査報告

昭和五十一年度愛媛県神道青年会
決算書は、監査の結果、正確であつたことを認めます。

昭和五十二年七月十七日

監事　日野　諄二
同　井関　五十鈴

昭和五十二年度
会員会費納入者

(2) (1) (3) (2) (1) (1) (2) (1) (4) (3) (2) (1) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) (全 体)	(広報委員会) 各種啓蒙ポスター及パンフレットの作製と配布	(事業委員会) 東・中・南予ブロック会活動の実施と促進	(教化委員会) 組織の拡充
(調査委員会) 調査の活用	会報の発行	旗掲揚運動の促進	祭典助務奉仕の実施
アンケート調査の活用	講演録の発行	鎮守の森の緑を守ろう	四国ブロック研修会の実施
情報提供と活用の促進		発会五周年記念事業の実施	(本県当番)
		神宮式年遷宮奉賛運動の実践	四国ブロック禊鍊成会の参加
		研修旅行の実施	(当番徳島予定)
		会員の拡充	

◎教化研究会

収入の部		
1 受講費 88人	88,000	
2 懇親会費 48人	72,000	
3 寄附助成金 6件	92,960	
4 愛媛神青会より	78,335	
計	331,295	
支出の部		
1 印刷費	30,000	
2 案内ハガキ代	16,000	
3 玉串料	10,000	
4 会場費御礼	20,000	
5 昼食代	48,000	
6 懇親会	78,000	
7 講師謝礼	30,000	
8 " 旅費	31,300	
9 " 宿泊費	4,000	
10 " 接待費	54,845	
11 " 雜費	2,450	
12 事務費	2,750	
13 修了証送料	3,950	
計	331,295	
収入合計金	331,295	
支出合計金	331,295	
差引剰余金	0	

◎四国地区禊鍊成会

収入の部		
1 参加費 20人	60,000	
2 助成金 2県	20,000	
3 寄附金 2件	15,000	
4 愛媛神青会より	30,570	
計	125,570	
支出の部		
1 講師謝礼	25,000	
2 会場玉串料	10,000	
3 宿泊料	20,000	
4 食費・飲食費	49,000	
5 手伝入御礼	10,000	
6 事務費	5,330	
7 通信費	6,240	
計	125,570	
収入合計金	125,570	
支出合計金	125,570	
差引剰余金	0	

◎第1回研修旅行

収入の部		
1 研修会費 10人	300,000	
計	300,000	
支出の部		
1 玉串料 5社分	50,000	
2 運賃	87,780	
3 自動車御礼	30,000	
4 ガソリン代	11,150	
5 有料道路代	400	
6 歳代	600	
7 食事代	13,750	
8 宿泊料	60,000	
9 懇親会費	27,321	
10 センター土産代	1,800	
11 写真代	2,000	
12 通信費	200	
13 事務費	280	
計	285,281	
収入合計金	300,000	
支出合計金	285,281	
差引剰余金	14,719	

多田 鶴和那菊常磐
和壅(50) 田須地井
英吉(51) 将信博守
紀典(51) 威信子史興

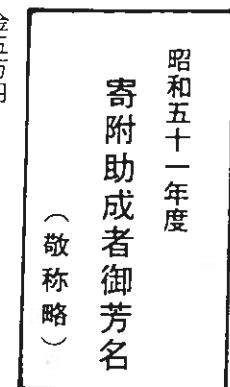
和長曾我氣
三輪田延孝
渡辺公
池嘉津
榊和
十亜
内雅
内和
竹彦
彦

近大鎌畠高山重高三阿越矢三輪菅清重都藤
藤野田岡市下松橋島部智野田原家松野原
基民正公俊史幸喜睦静哲元真貞正清寿
之樹助郎明次郎譲寛徳雄治夫亮文宏寛彦久

金五万円
大石椿
山鉢神
祇神社
社社社
(越(西(松
智条山
郡市市)

寄附助成者御芳名
(敬称略)

昭和五十一年度



金壱万円
清平石辻合矢一円十和田
家田丸田田野宮
貞茂金盛正峯神
雄光五雄良義社
(八越(松(上浮穴新居西宇和島市)
幡智山(浮穴(新居浜市)
(市)(市)(市)(市)

昭和51年度愛媛県神道青年会決算書

収入の部(単位 円)			
項目	決算額	予算額	増減△
1 繰越金	427,367	427,367	0
2 会費収入	173,000	100,000	73,000
3 助成金	100,000	100,000	0
4 寄附金	572,000	300,000	272,000
5 雑収入	27,024	12,633	14,391
合計	1,299,391	940,000	359,391
支出の部			
1 会議費	244,670	150,000	94,670
2 研修教化費	95,800	120,000	△ 24,200
3 事務費	29,885	30,000	△ 115
4 備品費	0	10,000	△ 10,000
5 旅費	50,000	50,000	0
6 交際費	31,000	20,000	11,000
7 事業費	230,195	260,000	△ 29,805
8 広報費	102,260	70,000	32,260
9 調査費	89,720	100,000	△ 10,280
10 負担金	47,750	40,000	7,750
11 雜支出	1,000	10,000	△ 9,000
12 予備費	0	80,000	△ 80,000
合計	922,280	940,000	△ 17,720

収入合計 1,299,391円也 昭和52年7月17日提出
支出合計 922,280円也 愛媛県神道青年会々長
差引残高 377,111円也 十亀興美
(昭和52年度へ繰越)

戸櫛沼
田部崎
正(50)守
安(52)文
河正正
本岡(51)一重
宣(52)男岩
井薬師(50)大内
閑(51)慶宣和
馬田大越
越窪岡智
将忠重
文久臣安

金五千円
大近久渡近武星菅
岡藤米辺藤之内原
益和久茂須磨満棱
子稔謙夫生廣雄
((新居浜市)(越伊予東宇和郡)
(((新居浜市)智郡)(市))

横土池阿重矢近合葛十県
田居内部松野藤田城亀
清重公義守文恒嚴光司庁
光喜和文文雄穂彦老新
((越松宇西居
"浮智山摩条支
穴郡市) (郡市) (市) (部)

昭和52年度愛媛県神道青年会予算書(案)

収入の部(単位 円)			
項目	本年度予算額	前年度予算額	増減△
1 会費収入	200,000	100,000	100,000
2 助成金	100,000	100,000	0
3 寄附金	300,000	300,000	0
4 雑収入	22,889	12,633	10,256
5 繰越金	377,111	427,367	△ 50,256
合計	1,000,000	940,000	60,000
支出の部			
1 会議費	150,000	150,000	0
2 研修教化費	150,000	120,000	30,000
3 事務費	30,000	30,000	0
4 備品費	10,000	10,000	0
5 旅費	50,000	50,000	0
6 交際費	20,000	20,000	0
7 事業費	100,000	260,000	△ 160,000
8 広報費	100,000	70,000	30,000
9 調査費	300,000	100,000	200,000
10 負担金	40,000	40,000	0
11 雑支出	10,000	10,000	0
12 予備費	40,000	80,000	△ 40,000
合計	1,000,000	940,000	60,000
収入合計 1,000,000円也 支出合計 1,000,000円也 差引残高 0円也 昭和52年7月17日提出			

星野武
野口智
(50)暢
暢(51)雄
廣則一
浅高本菊
海橋多池
洋熙克
一子洋幸
上田玉日
森内井野
一逸利諱
義和明二
渡一辻後
部宮田藤
和博正正
敏信明宣

青神ひえ

金五千円 石鎚神社 (西条市)	金五千円 大和神社 (西宇和郡)	金四千円 矢吉阿部 (西宇和郡)
金五千円 大和神社 (西宇和郡)	金五千円 矢吉阿部 (西宇和郡)	金五千円 矢吉阿部 (西宇和郡)

特別寄附

△第五回総会△

金五千円 石鎚神社 (西条市)	金五千円 大和神社 (西宇和郡)	金五千円 矢吉阿部 (西宇和郡)
金五千円 大和神社 (西宇和郡)	金五千円 矢吉阿部 (西宇和郡)	金五千円 矢吉阿部 (西宇和郡)

金五千円 石鎚神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部
金五千円 大和神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部

△教化研修会△

金五千円 石鎚神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部
金五千円 大和神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部

△裸鍊成会△

金五千円 石鎚神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部
金五千円 大和神社 (西条市)	金五千円 水戸神社 県神社庁	金五千円 宇和津彦神社 県神社庁北宇和郡支部

お詫びとお願ひ

かねてより進めてまいりました県内神職実態調査の報告書が一部完成いたしました。しかし予定外の出費が重なり、本期の予算も使いはたしが重なり、本期の予算も使いはたしに手をつけていない状態です。予算が取れしめ取りかかる予定ですが、なるべく早く完成し県内神社へ配布いたたく、この上にも甚だ勝手がましいお願ひでございますが、予算への御援助を御協力下されば幸に存じます。

昭和三十五年六月、大山祇神社出仕奉職より現在天満神社宮司として奉仕しております。昭和十六年九月十三日生れ、現在子供二女、なお兼職として、共盛社で観光課長をしております。南予の会員皆様、旅行の計画がありましたら一報願えれば、サービスさせていただきます。

私の近況

今治市南大門町

潮早神社 浅海洋一

七月二十五日から山口神社庁に正階の講習を受けにまいります。会員皆様、今後よろしく御指導下さいますよう御願いします。

東予ブロックの近藤基樹君（三島神社祢宜）と南予ブロックの越智重安君（三島神社祢宜）の両氏がめでたく結婚されました。

しかも不思議にも奉仕神社の号も挙式日も共に同じであります。

二世の誕生はどちらが早いか只今興味しんしんと言う所でどううか。ここ当分、新居浜と宇和島は残暑が続くことでしょう。

松山市麿子町八九四
日尾八幡神社 三輪田 長貞

昭和二十三年三月八日生れの現在二十九才、次の資格を取るため只今勉強中であります。その節はよろしく

御指導の程お願い致します。

発行が遅れましたが、会報をお届けします。

編集後記